

# 工場・事業場排水 届出の手引き

## <目次>

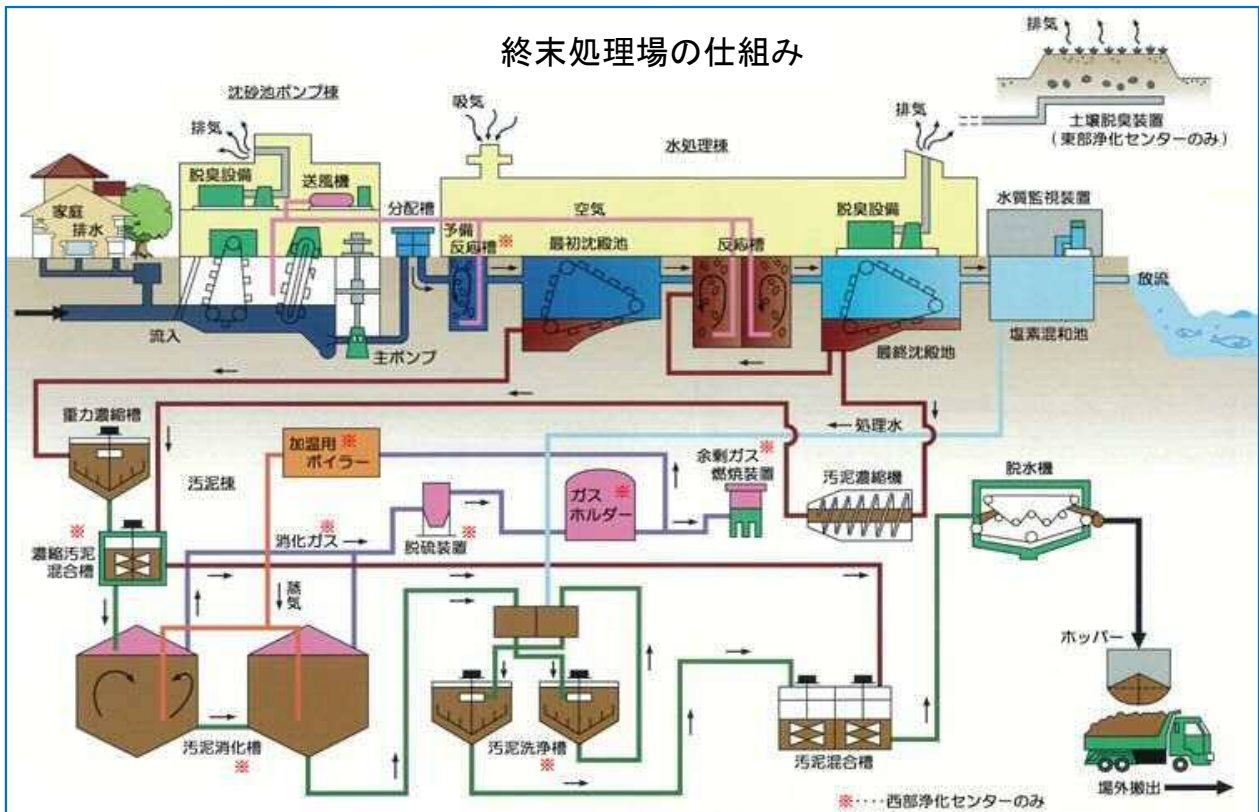
富士市の終末処理場 .....	2
特定施設・除害施設の届出の概要 .....	3
特定施設・除害施設の届出の種類 .....	4
水質事故時の措置 .....	5
水質の測定とその記録 .....	6
立入検査に応じる義務 .....	6
報告の義務 .....	6
下水排除基準 .....	7
特定施設一覧 .....	8～14

富士市上下水道部  
下水道施設維持課

TEL:0545-67-2847  
FAX:0545-67-2896  
E-MAIL:ge-shisetuiji@div.city.fuji.shizuoka.jp



# 富士市の終末処理場



☆水がきれいになるまで

一般家庭や事業場から出された水は、下水道管を通過して終末処理場まで流れてきます。終末処理場では、微生物が汚濁物を吸収、分解し、生活環境に影響のない水を公共用水域に放流します。

☆なぜ排水規制が必要か？

①下水道管を守るため

例えば、酸やアルカリが公共下水道に流されると、コンクリート製の下水道管が腐食、閉塞し、水が流れなくなってしまいます。

②終末処理場の微生物を守るため

終末処理場に有害物質が入ってきて、微生物の働きが弱まると、下水をきれいにすることができなくなり、公共用水域に悪影響を与えます。

富士市の終末処理場は2箇所あります



東部浄化センター

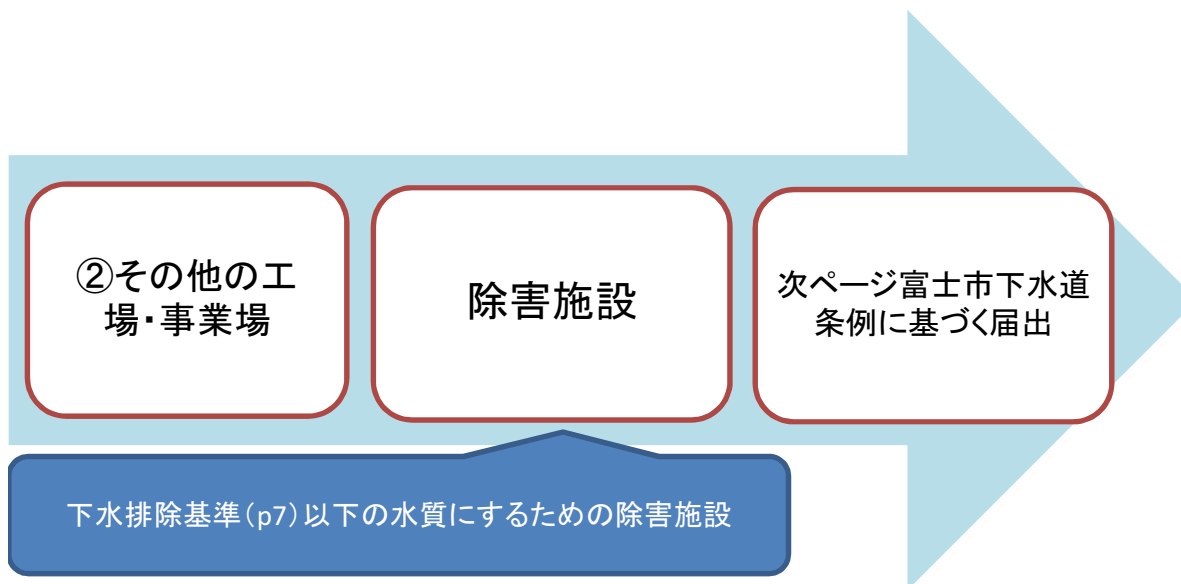
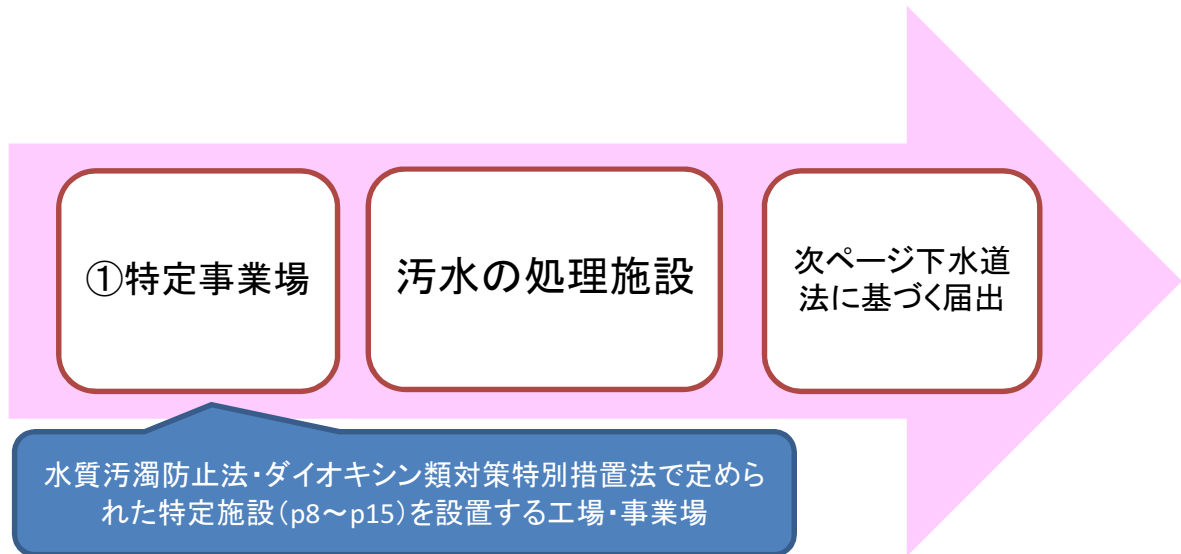
富士市富士岡南260番地の1



西部浄化センター

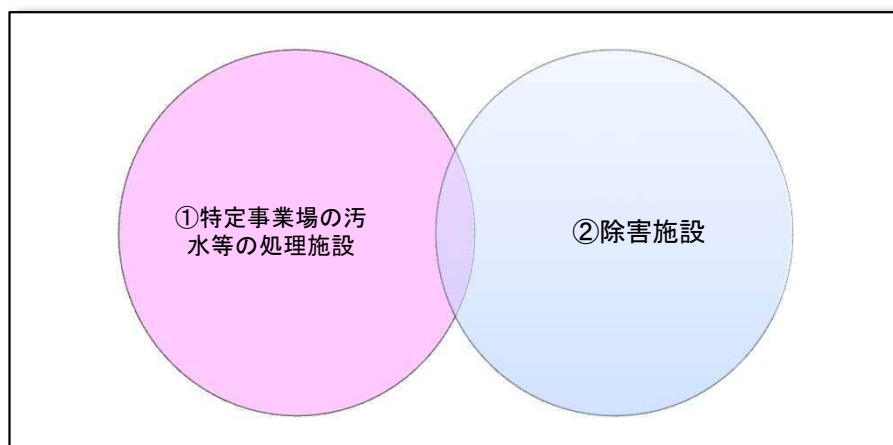
富士市宮島1260番地

# 特定施設・除害施設の届出の概要



以下の施設を設置する場合、下水道施設維持課へ届出が必要です。

特定施設・除害施設のイメージ図



特定施設と除害施設が重なることがあります。その場合はご相談ください。

# 特 定 施 設 ・ 除 害 施 設 の 届 出 の 種 類

	届出の種類	事 由	期 限	様 式
下水道法に基づく届出	特定施設設置届 (法第12条の3第1項)	既に下水道を使用している事業場が新たに特定施設を設置するとき	特定施設の設置工事に着手する60日前までに届け出る	法定様式第六
		特定施設を既に設置している事業場が新たに別の特定施設を設置しようとするとき		
		既に設置している特定施設の使用を廃止して新しい特定施設を設置するとき		
		特定施設のある事業場を設置して公共下水道を使用するとき		
	特定施設使用届 (法第12条の3第2項) (法第12条の3第3項)	公共下水道に下水を排除している事業場に既に設置されている施設が新たに特定施設に指定されたとき	特定施設に指定された日から30日以内	法定様式第七
		従来特定事業場から河川・水路・道路側溝などに汚水を排出していたが、公共下水道を使用することとなったとき	公共下水道を使用することとなった日から30日以内	
	特定施設の構造等変更届 (法第12条の4)	特定施設の構造、使用方法、汚水の処理方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統を変更しようとするとき	特定施設の構造等の変更をしようとする60日前までに届け出る	法定様式第八
	氏名変更等届 (法第12条の7)	届出者の氏名、名称、住所、代表者名に変更があったとき	変更してから30日以内	法定様式十
		事業場の名称、所在地に変更があったとき		
	特定施設使用廃止届 (法第12条の7)	特定施設の使用を廃止したとき	使用を廃止した日から30日以内	法定様式十一
	承 継 届 (法第12条の8第3項)	特定施設を譲り受け又は借り受けたとき	承継があった日から30日以内	法定様式十二
		相続、合併又は分割があったとき		
富士市下水道条例に基づく届出	除害施設設置届 (条例第12条第1項)	除害施設設置対象下水を下水道に排水する事業所が新たに除害施設を設置しようとするとき	あらかじめ (除害施設変更工事着手前)	第9号様式
	除害施設変更届 (条例第12条第1項)	除害施設を変更しようとするとき	あらかじめ (除害施設変更工事着手前)	第9号様式
	除害施設休止・廃止届 (条例第12条第1項)	除害施設を撤去もしくは廃止するとき	あらかじめ	第10号様式
		除害施設を一時休止するとき		
	除害施設工事完了届 (条例第12条第2項)	除害施設の設置工事・構造等の変更工事が完了したとき	工事が完了してから5日以内	第11号様式
	氏名等変更届 (条例第12条第1項)	届出者の氏名、名称、住所、代表者名に変更があったとき	変更後速やかに	第12号様式
		事業場の名称、所在地に変更があったとき		
		除害施設を譲り受け又は借り受けたとき		
		相続、合併又は分割があったとき		

※特定施設及び除害施設には、上記のような届出が必要ですので、事由が生じた場合、遅滞なく届出を行ってください。(様式等の問い合わせは、富士市下水道施設維持課へ)  
届出様式は富士市下水道施設維持課のウェブサイトからダウンロードできます。

# 水 質 事 故 時 の 措 置

水質事故が発生したときは下水道施設維持課に連絡を！

有害物質や油が公共下水道に流出する事故が発生した場合は、公共下水道への流出を防止する応急措置を講じて、その状況を速やかに下水道施設維持課施設管理担当（TEL:0545-67-2847）に報告し、指示に従ってください。

通報の内容

- ①発信者の氏名
- ②水質事故の内容
  - 事故発生（発見）日時
  - 事故発生事業場名、所在地
  - 有害物質等が流出した施設
  - 公共下水道に流出した物質と推定流出量
- ③警察、消防等に通報しているか
- ④応急措置の内容
- ⑤現在の公共下水道への流出状況等
- ⑥発信者の連絡先（電話番号等）

特定事業場は、水質事故時の措置が下水道法により義務付けられています。

政令で規定する物質が公共下水道に流出する事故が発生したときは、特定事業場は、直ちに応急の措置を講じ、速やかにその事故の状況、講じた措置の概要を下水道施設維持課に届出なければなりません。（下水道法第12条の9第1項）

ただし、公共下水道に流出した場合でも、下水排除基準に適合している場合は事故時の措置の義務が免除されます。

\*政令で規定する物質とは水質汚濁防止法施行令第2条に掲げる物質及び油（原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油）です。

\*事故が発生したときとは、特定事業場内において火災の発生、停電等による除害施設等の機能停止、貯蔵タンクや配管等の破損、操作ミス等により、有害物質又は油を含む下水が公共下水道等に流出するような事態のことです。

適切な応急措置が講じられていない場合は、応急の措置を講ずべきことを命ずることがあります。（下水道法第12条の9第2項）

応急の措置を講ずべき命令に違反した場合

6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金（過失による場合は、3ヶ月以下の禁錮又は20万円以下の罰金）が適用されます。（下水道法第46条の2第1項及び第2項）

## 水質の測定とその記録

特定施設の設置者は下水の水質を記録し、結果を5年間保存してください。

(下水道法第12条の12、下水道法施行規則第15条)

測定項目	測定回数
pH・温度	1日1回以上
BOD	14日に1回以上
ダイオキシン類	1年に1回以上
その他の項目	7日に1回以上

法令の規定による記録をせず、または虚偽の記録をした場合、20万円以下の罰金が適用されます。(下水道法第49条)

## 立入検査に応じる義務

市は、公共下水道の機能及び構造を保全し、また、公共下水道からの放流水を基準にあわせるため、排水区域内の土地または建物に立入り、排水設備、特定施設、除害施設等について、いつでも検査をすることができます。(下水道法第13条)

立入検査を拒み、妨げ又は忌避した場合、20万円以下の罰金が適用されます。

(下水道法第49条)

## 報告の義務

特定施設や除害施設の設置者は、市から下記事項について求められた場合、報告しなければなりません。

- ①下水を排除する事業場等の状況
- ②汚水の処理施設、除害施設等の状況
- ③排除する下水の水質

報告をせず、または虚偽の報告をした場合、20万円以下の罰金が適用されます。

(下水道法第49条)

# 下 水 排 除 基 準

(下水道法施行令第9条及び第9条の4, 5, 6, 7, 8, 9 富士市下水道条例による)

	項 目 (単位)	特定事業場		除害施設		
		日50㎡以上	日50㎡未満	日50㎡以上	日50㎡未満	
有害物質 政令で定める基準	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下
	シアン化合物	mg/l	1以下	1以下	1以下	1以下
	有機磷化合物	mg/l	1以下	1以下	1以下	1以下
	鉛及びその化合物	mg/l	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	六価クロム化合物	mg/l	0.5以下	0.5以下	0.5以下	0.5以下
	砒素及びその化合物	mg/l	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	水銀及びアモニウム水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.005以下	0.005以下	0.005以下	0.005以下
	アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/l	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下
	トリクロロエチレン	mg/l	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	テトラクロロエチレン	mg/l	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	ジクロロメタン	mg/l	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下
	四塩化炭素	mg/l	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04以下	0.04以下	0.04以下	0.04以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	1以下	1以下	1以下	1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4以下	0.4以下	0.4以下	0.4以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3以下	3以下	3以下	3以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下
	チウラム	mg/l	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下
	シマジン	mg/l	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下
	チオベンカルブ	mg/l	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下
	ベンゼン	mg/l	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	セレン及びその化合物	mg/l	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	ほう素及びその化合物	mg/l	10以下	10以下	10以下	10以下
	ふっ素及びその化合物	mg/l	8以下	8以下	8以下	8以下
1,4-ジオキサン	mg/l	0.5以下	0.5以下	0.5以下	0.5以下	
生活環境項目等 条例で定める基準	フェノール類含有量	mg/l	5以下	5以下	5以下	5以下
	銅及びその化合物	mg/l	3以下	3以下	3以下	3以下
	亜鉛及びその化合物	mg/l	2以下	5以下	2以下	5以下
	鉄及びその化合物 (溶解性)	mg/l	10以下	10以下	10以下	10以下
	マンガン及びその化合物 (溶解性)	mg/l	10以下	10以下	10以下	10以下
	クロム及びその化合物	mg/l	2以下	2以下	2以下	2以下
	ニッケル含有量	mg/l	2以下	2以下	2以下	2以下
	水素イオン濃度 (pH)		5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)
	生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	600未満 (300未満)	600未満 (300未満)	600未満 (300未満)	600未満 (300未満)
	浮遊物質 (SS)	mg/l	600未満 (300未満)	600未満 (300未満)	600未満 (300未満)	600未満 (300未満)
有害物質	ノルマルヘキサン抽出物質 鉱物油	mg/l	5以下	5以下	5以下	5以下
	ノルマルヘキサン抽出物質 動植物油	mg/l	30以下	30以下	30以下	30以下
	温度	℃	45未満 (40未満)	45未満 (40未満)	45未満 (40未満)	45未満 (40未満)
	ヨウ素消費量	mg/l	220未満	220未満	220未満	220未満
アンモニウム性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	mg/l	380未満 (125未満)	380未満 (125未満)	380未満 (125未満)	380未満 (125未満)	

\* 下段括弧内は、製造業又はガス供給業に係る施設から下水を排除する場合の基準値

対象者	ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準施設の設置者
排除基準値	10 pg-TEQ/1以下

❏ 違反した場合、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金。過失による場合は、3ヶ月以下の禁固又は20万円以下の罰金 (下水道法第46条の2)。違反のおそれがある場合は改善命令、一時停止命令 (下水道法第37条の2、第38条第1項第1号)

❑ 違反のおそれがある場合は改善命令、一時停止命令 (下水道法第38条第1項第1号)



# 特 定 施 設 一 覧

(水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる施設)

別表第一 (第一条関係)

<p>1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 選鉱施設</li> <li>ロ 選炭施設</li> <li>ハ 坑水中和沈でん施設</li> <li>ニ 掘削用の泥水分離施設</li> </ul>	<p>7 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設 (流送施設を含む。)</li> <li>ハ ろ過施設</li> <li>ニ 分離施設</li> <li>ホ 精製施設</li> </ul>
<p>1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 豚房施設 (豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</li> <li>ロ 牛房施設 (牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</li> <li>ハ 馬房施設 (馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</li> </ul>	<p>8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう</p>
<p>2 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。)</li> <li>ハ 湯煮施設</li> </ul>	<p>9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機</p>
<p>3 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 水産動物原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 脱水施設</li> <li>ニ ろ過施設</li> <li>ホ 湯煮施設</li> </ul>	<p>10 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。)</li> <li>ハ 搾汁施設</li> <li>ニ ろ過施設</li> <li>ホ 湯煮施設</li> <li>ヘ 蒸留施設</li> </ul>
<p>4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 圧搾施設</li> <li>ニ 湯煮施設</li> </ul>	<p>11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 圧搾施設</li> <li>ニ 真空濃縮施設</li> <li>ホ 水洗式脱臭施設</li> </ul>
<p>5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 湯煮施設</li> <li>ニ 濃縮施設</li> <li>ホ 精製施設</li> <li>ヘ ろ過施設</li> </ul>	<p>12 動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 圧搾施設</li> <li>ニ 分離施設</li> </ul>
<p>6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設</p>	<p>13 イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 分離施設</li> </ul>
	<p>14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料浸せき施設</li> <li>ロ 洗浄施設 (流送施設を含む。)</li> <li>ハ 分離施設</li> <li>ニ 洗だめ及びこれに類する施設</li> </ul>

<p>15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ ろ過施設</p> <p>ハ 精製施設</p>	<p>22 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 湿式バーカー</p> <p>ロ 薬液浸透施設</p>
<p>16 麺類製造業の用に供する湯煮施設</p>	<p>23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料浸せき施設</p> <p>ロ 湿式バーカー</p> <p>ハ 碎木機</p> <p>ニ 蒸解施設</p> <p>ホ 蒸解廃液濃縮施設</p> <p>ヘ チツプ洗浄施設及びパルプ洗浄施設</p> <p>ト 漂白施設</p> <p>チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）</p> <p>リ セロハン製膜施設</p> <p>ヌ 湿式繊維板成型施設</p> <p>ル 廃ガス洗浄施設</p>
<p>17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設</p>	<p>23 の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 自動式フィルム現像洗浄施設</p> <p>ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設</p>
<p>18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設</p>	<p>24 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 分離施設</p> <p>ハ 水洗式破碎施設</p> <p>ニ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ホ 湿式集じん施設</p>
<p>18 の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 湯煮施設</p> <p>ハ 洗浄施設</p>	<p>25 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 塩水精製施設</p> <p>ロ 電解施設</p>
<p>18 の3 たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 水洗式脱臭施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p>	<p>26 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設</p> <p>ロ ろ過施設</p> <p>ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機</p> <p>ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設</p> <p>ホ 廃ガス洗浄施設</p>
<p>19 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ まゆ湯煮施設</p> <p>ロ 副蚕処理施設</p> <p>ハ 原料浸せき施設</p> <p>ニ 精練機及び精練そう</p> <p>ホ シルケツト機</p> <p>ヘ 漂白機及び漂白そう</p> <p>ト 染色施設</p> <p>チ 薬液浸透施設</p> <p>リ のり抜き施設</p>	<p>21 の2 一般製材業又は木材チツプ製造業の用に供する湿式バーカー</p> <p>21 の3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設</p> <p>21 の4 パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 湿式バーカー</p> <p>ロ 接着機洗浄施設</p>
<p>20 洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗毛施設</p> <p>ロ 洗化炭施設</p>	
<p>21 化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 湿式紡糸施設</p> <p>ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設</p> <p>ハ 原料回収施設</p>	

<p>27 前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ろ過施設</li> <li>ロ 遠心分離機</li> <li>ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設</li> <li>ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設</li> <li>ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設</li> <li>ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設</li> <li>ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設</li> <li>チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設</li> <li>リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設</li> <li>ヌ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ル 湿式集じん施設</li> </ul>	<p>33 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 縮合反応施設</li> <li>ロ 水洗施設</li> <li>ハ 遠心分離機</li> <li>ニ 静置分離器</li> <li>ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設</li> <li>ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設</li> <li>ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設</li> <li>チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設</li> <li>リ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ヌ 湿式集じん施設</li> </ul>
<p>28 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 湿式アセチレンガス発生施設</li> <li>ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設</li> <li>ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設</li> <li>ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設</li> <li>ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設</li> <li>ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設</li> </ul>	<p>34 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ろ過施設</li> <li>ロ 脱水施設</li> <li>ハ 水洗施設</li> <li>ニ ラテックス濃縮施設</li> <li>ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</li> </ul>
<p>29 コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ベンゼン類硫酸洗浄施設</li> <li>ロ 静置分離器</li> <li>ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設</li> </ul>	<p>35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 蒸留施設</li> <li>ロ 分離施設</li> <li>ハ 廃ガス洗浄施設</li> </ul>
<p>30 発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 蒸留施設</li> <li>ハ 遠心分離機</li> <li>ニ ろ過施設</li> </ul>	<p>36 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 廃酸分離施設</li> <li>ロ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ハ 湿式集じん施設</li> </ul>
<p>31 メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設</li> <li>ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設</li> <li>ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</li> </ul>	
<p>32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ろ過施設</li> <li>ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設</li> <li>ハ 遠心分離機</li> <li>ニ 廃ガス洗浄施設</li> </ul>	

<p>37 前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設</p> <p>ロ 分離施設</p> <p>ハ ろ過施設</p> <p>ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設</p> <p>ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設</p> <p>ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設</p> <p>チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設</p> <p>リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設</p> <p>ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設</p> <p>ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設</p> <p>ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器</p> <p>カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設</p> <p>ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設</p> <p>タ 廃ガス洗浄施設</p>	<p>42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 石灰づけ施設</p> <p>ハ 洗浄施設</p>
<p>38 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料精製施設</p> <p>ロ 塩析施設</p>	<p>43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設</p>
<p>38の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1・4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）</p>	<p>44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 脱水施設</p>
<p>39 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 脱酸施設</p> <p>ロ 脱臭施設</p>	<p>45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設</p>
<p>40 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設</p>	<p>46 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 水洗施設</p> <p>ロ ろ過施設</p> <p>ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設</p> <p>ニ 廃ガス洗浄施設</p>
<p>41 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設</p> <p>ロ 抽出施設</p>	<p>47 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 動物原料処理施設</p> <p>ロ ろ過施設</p> <p>ハ 分離施設</p> <p>ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）</p> <p>ホ 廃ガス洗浄施設</p>
	<p>48 火薬製造業の用に供する洗浄施設</p>
	<p>49 農薬製造業の用に供する混合施設</p>
	<p>50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設</p>
	<p>51 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 脱塩施設</p> <p>ロ 原油常圧蒸留施設</p> <p>ハ 脱硫施設</p> <p>ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設</p> <p>ホ 潤滑油洗浄施設</p>
	<p>51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設</p>
	<p>51の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設</p>

<p>52 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設</p> <p>ロ 石灰づけ施設</p> <p>ハ タンニンづけ施設</p> <p>ニ クロム浴施設</p> <p>ホ 染色施設</p>	<p>63 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 焼入れ施設</p> <p>ロ 電解式洗浄施設</p> <p>ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設</p> <p>ニ 水銀精製施設</p> <p>ホ 廃ガス洗浄施設</p>
<p>53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 研磨洗浄施設</p> <p>ロ 廃ガス洗浄施設</p>	<p>63の2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設</p> <p>63の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設</p>
<p>54 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 抄造施設</p> <p>ロ 成型機</p> <p>ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）</p>	<p>64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ タール及びガス液分離施設</p> <p>ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）</p>
<p>55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント</p>	<p>64の2 水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>イ 沈でん施設</p> <p>ロ ろ過施設</p>
<p>56 有機質砂かへん材製造業の用に供する混合施設</p>	<p>65 酸又はアルカリによる表面処理施設</p>
<p>57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設</p>	<p>66 電気めつき施設</p>
<p>58 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 水洗式破碎施設</p> <p>ロ 水洗式分別施設</p> <p>ハ 酸処理施設</p> <p>ニ 脱水施設</p>	<p>66の2 エチレンオキサイド又は1・4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）</p>
<p>59 碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 水洗式破碎施設</p> <p>ロ 水洗式分別施設</p>	<p>66の3 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ ちゆう房施設</p> <p>ロ 洗濯施設</p> <p>ハ 入浴施設 ※(注)</p>
<p>60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設</p>	<p>66の4 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゆう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p>
<p>61 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ タール及びガス液分離施設</p> <p>ロ ガス冷却洗浄施設</p> <p>ハ 圧延施設</p> <p>ニ 焼入れ施設</p> <p>ホ 湿式集じん施設</p>	<p>66の5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p>
<p>62 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 還元そう</p> <p>ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。）</p> <p>ハ 焼入れ施設</p> <p>ニ 水銀精製施設</p> <p>ホ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ヘ 湿式集じん施設</p>	<p>66の6 飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p>

66 の 7 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	71 の 3 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）である焼却施設
66 の 8 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1,500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	71 の 4 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設
67 洗濯業の用に供する洗浄施設	71 の 5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	71 の 6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
68 の 2 病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設	72 し尿処理施設（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）
69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	73 下水道終末処理施設
69 の 2 中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場	74 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）
69 の 3 地方卸売市場（卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和 46 年政令第 221 号）第 2 条第 2 号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場	(注) 下水道法上の取扱い
70 廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）	届出及び下水排除の制限等に関しては、特定施設から除かれます。
70 の 2 自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）	ただし、入浴施設のうち温泉を利用する場合はこの限りではありません。
71 自動式車両洗浄施設	
71 の 2 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設	

(ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2に掲げる施設)

別表第2 (第1条関係)

<p>1 硫酸塩パルプ (クラブトパルプ) 又は亜硫酸パルプ (サルファイトパルプ) の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設</p>	<p>12 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設</p>
<p>2 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設</p>	<p>13 亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設</p>
<p>3 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設</p>	<p>14 担体付き触媒 (使用済みのものに限る。) からの金属の回収 (ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法 (焙焼炉で処理しないものに限る。)) によるものを除く。) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設</p>
<p>4 アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設</p>	<p>15 別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設</p>
<p>5 担体付き触媒の製造 (塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。) の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設</p>	<p>16 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号) 第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設</p>
<p>6 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設</p>	<p>17 フロン類 (特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令 (平成6年政令第308号) 別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。) の破壊 (プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるもの) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設</p>
<p>7 カプロラクタムの製造 (塩化ニトロシルを使用するものに限る。) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設</p>	<p>18 下水道終末処理施設 (第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)</p>
<p>8 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設</p>	<p>19 第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水 (第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの) に限り、公共用水域に排出されるものを除く。) の処理施設 (前号に掲げるものを除く。)</p>
<p>9 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設</p>	
<p>10 2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設</p>	
<p>11 8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ [3・2-b : 3'・2' -m] トリフェノジオキサジン (別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。) の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設</p>	

平成31年4月

富士市上下水道部  
下水道施設維持課

富士市本市場4-4-1 静岡県富士総合庁舎6階